

M&A のリスクで後悔しないためのチェックシート

4



M&A で必要な**手続**、ちゃんとできてる？



「よし、M&A で会社を売るぞ！」「M&A で会社を買うぞ！」「よし、相手が見つかった！」「よし、最終契約調印。M&A 成約！」

…と、順調にご成約に至ったと思い、ほっと一息の企業様。その M&A 手続は本当に大丈夫？
必要な手続、抜けていませんか？抜けている手続があると、「契約や法律に反している」などとされて、
後から「有効でない！」と言われるなど、いろんな方から不備を指摘されるリスクがあります。

M&A の前後で、売主側、買主側、それぞれがなすべき手続をチェックしてみましょう。

▶当件に特に留意いただきたい企業様

M&A 仲介業者の支援がない企業様、事業譲渡で M&A 実施予定の企業様など

株式譲渡の場合（*株主が変わり、法人を引き継ぐ場合）

●売主側（M&A 対象会社側）

- ☐ 株券の有無の確認と確保、株主名簿の提供
- ☐ 売主の一部のみが決済に関与する場合、他の株主からの委任状の取得
- ☐ 対象会社の株式の譲渡を承認する取締役会決議（議事録）
←譲渡制限会社の場合（取締役会非設置会社であれば、株主総会決議（議事録））
- ☐ 退任・退職を予定する役員・従業員からの辞任届・退職届の取得
- ☐ 取締役への退職金支払がある場合、株主総会決議（議事録）
- ☐ （COC条項がある場合など）不動産賃貸借契約・リース契約の貸主からの承諾書
←その他の取引についても必要であれば同様の承諾書
- ☐ 担保変換の準備（従前の経営陣が提供する担保物件の確認等）

●買主側

- ☐ （会社が新株主となる場合）会社が株式の購入することを承認する株主総会決議（議事録）
- ☐ 担保変換の準備（新たな経営陣が提供する担保物件の確認等）
- ☐ 許認可・資格等の引継ぎについての準備（引継ぎが可能か否か、引継ぎのための要件の確認等）

対象：株式譲渡・事業譲渡で会社を譲渡・譲受する社長様へ

事業譲渡の場合（＊事業のみを引継ぐ場合）

●売主側

- ☐ 事業譲渡を承認する株主総会議事録（議事録）
- ☐ 事業譲渡を承認する取締役会決議（議事録）
- ☐ 不動産賃貸借契約・リース契約等の貸主からの承諾書
 - ← 契約当事者（借主）が変わるので、常に必要
 - ← その他の取引（主要取引先等）についても必要であれば同様の承諾書（少なくとも口頭の上の了承）
 - ← 必要な場合には債権譲渡通知も
- ☐ 従業員の退職及び新規雇用に関する承諾書
- ☐ 担保変換の準備（従前の経営陣の提供する担保物件の確認等）

●買主側

- ☐ 事業譲受を承認する株主総会決議（議事録） ＊簡易譲渡の場合を除く。
- ☐ 事業譲受を承認する取締役会決議（議事録）
- ☐ 不動産賃貸借契約・リース契約等の締結の準備
 - ← 新規契約扱いになる場合、保証金等の負担も
- ☐ 各取引先や各従業員、水道光熱・通信などの全ての契約の締結の準備
 - ← 契約当事者が変わるので、全ての契約について切り替えが必要
- ☐ 会社の譲渡など経営陣が交代する場合の、保証解除・担保変換
- ☐ 担保変換の準備（新たな経営陣が提供する担保物件の確認等）
- ☐ 許認可・資格等の引継ぎについての準備（引継ぎが可能か否か、引継ぎのための要件等を確認）

問い合わせ先

・大阪弁護士会 中小企業・NPO 法人等支援センター
・大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

☎ 06-6364-7661
☎ 06-6944-6257